

埼玉R i c h応援団制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「地域と立地企業の共生」、「地域経済の活性化」及び「雇用の確保・促進」を図るため、企業・団体等が埼玉県（以下「県」という。）の行う企業誘致やフォローアップの取組に賛同し、支援することを目的とする埼玉R i c h応援団制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、企業・団体等とは、県内外において事業活動を行う企業、法人、団体、個人事業主をいう。

(宣言)

第3条 第1条の目的に賛同する企業・団体等は、埼玉R i c h応援宣言書（様式第1号）（以下、「宣言書」という。）を埼玉県知事（以下「知事」という。）に提出する。

2 宣言は、企業・団体等の本社等が一括して行うか、支店等の事業所単位で行うものとする。

(登録)

第4条 知事は、宣言書を提出した企業、団体等が、次の（1）及び（2）の要件を満たすと認めるときは、当該企業等を埼玉R i c h応援団（以下「応援団」という。）に登録し、県ホームページに掲載する。

なお、掲載内容は、企業・団体等名、所在地（市町村名まで）、業務内容、宣言内容及びURLとする。

（1）宣言内容が具体的であること

（2）次の暴力団排除規定のいずれにも該当しないこと

ア 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合にはその代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるもの

イ 暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は、暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの

ウ 自己、その属する法人等若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するもの

エ 暴力団又は暴力団員等に対して資金を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

オ その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

2 知事は、前項の掲載をしたときは、埼玉R i c h応援団登録通知書（様式第2号）により、当該企業等にその旨を通知するものとする。

(応援団の役割)

第5条 応援団は、自ら宣言した内容の実施のほか、埼玉県の実施する企業誘致やフォローアップの取組に協力する。

(県の役割)

第6条 県は次の事項を行う。

- (1) 応援団から産業用地や企業ニーズ等の情報提供を受けたときは、その内容を確認の上、企業誘致やフォローアップの取組に活用すること
- (2) 企業誘致やフォローアップの取組を行う際に必要があるときにおいて、情報提供をした応援団に同席を求める等の依頼をすること
- (3) 企業ニーズや企業との交流の場を応援団に適宜提供すること

(応援団の呼称等の使用)

第7条 応援団は、第5条の取組に当たり、自社を紹介する印刷物、ホームページ、名刺等の広告媒体等に、応援団の呼称及び埼玉Rich応援団ロゴマークを使用することができる。

(登録の変更及び取下げ)

第8条 応援団は、その名称、所在地に変更が生じたとき、又は登録を取り下げようとするときは、埼玉Rich応援宣言変更・取下届(様式第3号)を知事へ提出しなければならない。

(登録の取消)

第9条 知事は応援団が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 宣言書の内容に基づいた活動の実態がないと判断される場合
- (2) 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合
- (3) 第8条の規定により取下届が提出された場合
- (4) 企業等としての活動実態がないと判断される場合
- (5) 電話、Eメール、手紙等による連絡が取れなくなり、1年を超えた場合
- (6) その他知事が登録の取消しが適当と認めた場合

2 知事は、前項の取消しを行った場合は、当該取消しを受けた登録企業等にその旨を通知する。

(県の免責)

第10条 県は、応援団の活動において起きたすべての事件、事故等に関して、一切の責任を負わない。

(事務の所掌)

第11条 この要綱に関する事務は、埼玉県産業労働部企業立地課において所掌する。

(その他)

第12条 この要綱に規定するもののほか、埼玉Rich応援団制度の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月19日から施行する。

埼玉R i c h応援宣言書

宣言年月日 年 月 日

当社（団体等）は、埼玉県が行う企業誘致やフォローアップの取組に賛同し、埼玉R i c h応援団制度実施要綱（以下、「要綱」という。）第3条第1項の規定により、以下の取組を実施することを宣言します。

- 要綱第4条第1項（1）、（2）の要件を満たします。
- 企業等名、所在地（市町村名まで）、業務内容、宣言内容及びURLの公表に同意します。
（上記の□欄にレ点を振ってください。）

1 企業等基本情報

企業等名			
所在地			
電話番号			
E-mail		URL	
担当者	（所属及び役職名）		（氏名）
業務内容			

2 宣言内容

取 組 内 容
（具体的にお書きください）

様式第2号(第4条関係)

〇〇第 号
〇〇年 月 日

〇〇〇〇 様

埼玉県知事 〇〇 〇〇

埼玉Rich応援団 登録通知書

埼玉Rich応援団制度実施要綱第4条の規定に基づき、埼玉Rich応援団として登録したので
通知します。

